

令和3年度介護保険事業の実績と評価について

(1) 令和3年度取組と目標に対する自己評価

○毎年度の進捗管理（資料2）

介護保険法第117条第8項に基づき、第6次ほくとゆうゆうふれあい計画に記載された取組及び目標（P43～P77）について、その達成状況に関する調査及び分析を行い、評価することにより進捗管理を実施し、令和4年5月に県に報告したところです。

その評価の結果を策定委員会の場や市ホームページで公表します。

なお、年度ごとの実績を活用するPDCAサイクルを適用し、前年度の実績が確定後、進捗を評価し、来年度の実施方法の改善等に反映していきます。

(2) 令和3年度サービス見込み量の進捗管理

○第6次ほくとゆうゆうふれあい計画のサービス見込み量等の進捗管理（資料3）

第6次計画に各サービスの見込み量（利用者数、回数等）が記載（P83～P100）されています。これらの進捗状況を確認して、現状の実績値と計画値との乖離の程度を把握し、考察する必要があります。進捗管理を通じて得たデータや気づき、策定委員会の理解や協力のもと、円滑に次期計画の作成をすることが可能となります。

① 認定率の確認のポイント

- ・介護予防事業等の効果が発揮されたかどうか。
- ・高齢者本人が身体的あるいは心理的な面で元気になる、あるいは介護保険サービスの利用に関する意識が変化したかどうか。
- ・高齢者を取り巻く環境、介護する家族の有無あるいは地域の支え合いの有無が変化したかどうか 等。

② 受給率の確認のポイント

- ・別の介護サービスで代替されたかどうか。
- ・人材不足の課題から、想定した量のサービスを提供できていないかどうか 等。

③ 1人あたり給付費の確認のポイント

- ・介護サービスで提供されたりハビリテーション等により、利用量が減ったかどうか。
- ・ケアプラン点検や地域ケア会議等により、生活に支障が生じないながらも、利用量が減ったかどうか 等。

④ 実績値が計画値を下回っている場合

- ・施設及び事業所の基盤整備やサービスの普及等が想定どおり進んでいない可能性あり。

⑤ 実績値が計画値を上回っている場合

- ・給付費の総額が想定していたものを上回り、設定した保険料額では不足が生じないかを判断。

(3) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析

○地域分析の意義

地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状把握や将来に関する気づき、検証していくべき考えられる仮説等を得ていくものです。

- ① 介護保険制度の適正な運営
- ② 地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与
- ③ 地域住民に対する保険者としての説明責任に資するもの

市は保険者として地域の実情・課題をしっかりと分析した上で、策定委員会の場に資料を提供し、議論を通じて地域の関係者との共通理解を形成しながら、計画を策定していきます。

○地域の関係者による具体的な取組や数値目標の決定

計画策定プロセスのための基礎調査として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や、在宅介護実態調査等を実施しますが、地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析は、これらの調査と同様に、策定委員会の場や地域ケア会議等での議論に有意義な資料を提供するツールとなります。